

# 役員選出規則

## 第1条 選挙管理委員会

1 役員改選のため改選期の前年の秋に開催される運営委員会において選挙管理委員会を設置する。選挙管理委員会は、理事長、庶務主任および運営委員会によって指名される3名の理事によって構成し、理事長が選挙管理委員長を務める。

2 選挙の事務は庶務主任が執り行う。

## 第2条 理事再任受諾の意思確認

選挙管理委員会は、改選時に開催される役員会の少なくとも3ヶ月前に、理事に対して再任受諾の意思確認を行う。

## 第3条 理事長の選出手続

1 選挙管理委員会は、改選期に開催される役員会の2ヶ月前までに、再任を受諾する意思のある理事の名簿を「理事長被選挙人名簿」として理事全員に通知したうえで、理事長候補者の選出のため郵便による投票を実施する。

2 郵便による投票の結果、投票した理事の過半数の得票をした理事長被選挙人を理事長第一順位候補者とする。過半数に達した者がいない場合には、上位者2名（得票同数の場合は、同数者全員を含む）について、郵便による決選投票を行い、相対多数を得た上位者1名を理事長第一順位候補者とし、得票同数者が複数いる場合は、年長者を理事長第一順位候補者とする。

3 2による決選投票の結果、理事長第一順位候補者とならなかった者は、理事長第二順位候補者とする。

4 選挙管理委員長は理事長第一順位候補者に対し事前に理事長就任の意思確認を行う。理事長第一順位候補者が理事長就任を固辞しあるいは理事長第一順位候補者に事故ある場合には、選挙管理委員長は、理事長第二順位候補者に対して理事長就任の意思確認を行い、理事長第二順位候補者を理事長第一順位候補者に繰り上げる。

5 選挙管理委員長は、役員会において郵便による投票の結果を報告し、役員会における理事の承認により、理事長第一順位候補者を理事長に選出する。

## 第4条 理事長選出の補完的方法

前条に定める手続によって新理事長を選出できなかった場合には、理事長は役員会に選出の補完的方法を提案し、役員会は出席者の3分の2以上の多数によって選出の補完的方法を決定する。

## 第5条 役員、各主任の選出

1 理事長を選出するために開催される役員会は、次期理事を選出する。役員会の直前に開催される運営委員会は、現職理事長と理事長第一順位候補者の協議の結果を参考に、次期理事の候補者を選定し、役員会に推薦する。

2 理事長を選出するために開催される役員会は、次期監事を選出する。役員会の直前に開催される運営委員会は、現職理事長と理事長第一順位候補者の協議の結果を参考に、次期監事の

候補者を選定し、役員会に推薦する。

3 庶務主任・会計主任・企画主任・編集主任および運営委員は、新理事長が委嘱する。

#### 第6条 改正

本規則の改正は、役員会における出席者の3分の2以上の多数で採択されることによって効力を生じる。

#### 第7条 役員選出規則の採択

本規則は、役員会における出席者の3分の2以上の多数で採択されることによって効力を生じる。

#### 付則

この規則は、2001年5月12日から施行する。

#### 付則

この規則は、2008年4月1日から施行する。

### 役員選出に関する申し合わせ

2007年 5月13日 世界法学会役員会

#### 1. 役員被選出資格

役員として選出される資格のある者は、会員であって、役員選出の年の4月1日現在において満70歳未満のものとする。

#### 2. 役員任期中に満70歳に達した者の取り扱い

(1) 任期途中で満70歳に達した役員は、その任期が満了するまで役員を務める。

(2) 前号の規定により、役員任期を満了した者について、特段の処遇措置を設けない。ただし、会則第10条（顧問）の適用を妨げない。

付則：この申し合わせは、2007年5月13日から適用する。